

『播磨国風土記』の編纂 1300 年を記念して 「風土記 5ヶ国サミット」を開催



昨年 8 月から月 2 回の稽古に励み、新作狂言『根日女』を精一杯演じる塾生

国内に残る 5 つの風土記（播磨、常陸、出雲、豊後、肥前）の研究者らが、最新の研究成果を持ち寄り、それぞれの風土記の魅力、活用の状況、今後の課題を語る「風土記 5ヶ国サミット」が、平成 27 年 11 月 29 日に健康福祉会館で開催され、家族連れら約千人が来場しました。

シンポジウムの前には、藤田流十一世宗家で、加西市能・狂言総合プロデューサーの藤田六郎兵衛さんが、『播磨国風土記』を題材にした加西市の創作能と狂言の取り組みを紹介し、笛を演奏されました。

また、こども狂言塾の塾生 22 人が、狂言師の野村萬斎さんが監修した新作狂言『根日女（ねひめ）』を熱演しました。昨年 7 月のオーディションを経て、第 2 期生 7 人が加わり、1 期生の小学 6 年生と市民有志で結成された応援隊とともに稽古に励み、成果を披露しました。今後も、こども狂言塾の塾生と応援隊のメンバーらが、全国に誇るふるさとの歴史を、狂言を通じ継承していきます。

その他にも、加西市歴史街道ボランティアガイドの案内で玉丘古墳を巡るガイドツアーや播磨国風土記ゆかりの地を巡るバスガイドツアー、地域特産品&グルメを集めた「5ヶ国ふど記」ブースなどの出展がありました。



玉丘古墳の説明を受ける参加者



舞台上で大きな声が出せるよう、練習に励む塾生ら（昨年 8 月）



藤田六郎兵衛さんによる笛の演奏



風土記の魅力について語る研究者ら

将来も安心して暮らし続けるビジョン策定

加西市と加東市（中心市）は、西脇市と多可町との協議や、民間団体・圏域の関係者など15人で構成する北播磨広域定住自立圏共生ビジョン懇談会を経て、平成27年11月30日に北播磨広域定住自立圏の将来像やその将来像の実現に向けて関係市町が連携していく具体的な取組内容を定める「北播磨広域定住自立圏共生ビジョン」を策定しました。

3市1町は、医療や福祉、教育などの分野で連携しながら、定住に必要な生活機能を確保し、圏域の住民が安心して暮らし続けることのできるまちを目指します。

今後、連携を開始する取組については、広報かさいや市ホームページでお知らせします。

■主な取組内容

医療／公立病院間の医師の相互応援を行い、診療機能の充実や、検査機器による精密検査を診療所にも開放して地域の医療機能の向上を図る。

教育／文化およびスポーツの振興を図るため、各種公共施設の相互利用や、図書等のリクエストサービスおよび館外返却サービスを行い、図書館間での相互利用により、利便性の向上を図る。

公共交通／圏域内の大型商業施設や医療機関への交通手段を確保するため、交通網の調査研究を行い、既存路線の活用や新たな路線の検討など、利便性の向上を図る。

北播磨で新しい図書館サービスが始まります

1月19日から加東・西脇・多可で借りた本も加西市立図書館で返却できるようになります

北播磨広域定住自立圏共生ビジョンにより、1月19日から北播磨3市1町（加西市、加東市、西脇市、多可町）の図書館でこれまでの貸出に加えて、借りた本は、一覧の図書館であれば、どこでも返却（お預かり）ができるようになります（ただし、週一回の回収作業のため、コンピューター上の返却のタイミングが遅れる場合があります）。貸出・休館日などについては、各館にお問い合わせください。



加西市立図書館の館内

■各市町立図書館一覧

図書館名	電話番号	所在地
加西市立図書館	☎④ 3722	加西市北条町北条 28-1
加東市中央図書館	☎ 0795-42-8000	加東市社 123
加東市図書・情報センター	☎ 0795-40-2004	加東市下三草 1175
加東市滝野図書館	☎ 0795-48-3003	加東市下滝野 1369-2
加東市東条図書館	☎ 0795-47-6050	加東市天神 66
西脇市図書館	☎ 0795-23-5991	西脇市野村町茜が丘 16-1
多可町立図書館	☎ 0795-32-5170	多可町中区鞆屋 434-11

4月に小・中学校に入学する方(保護者)へ

4月から小・中学校へ入学する方には、住所に基づいて入学する学校を指定し、1月下旬に就（入）学通知書をお送りします。特別な理由がある場合には、指定校（特別支援学校を除く）を変更できます。事前にご相談ください。

■手続き方法

- 指定校以外の市内小中学校へ入学
印鑑を持って加西市教育委員会（市役所6階）へ
- 市外の市町立小中学校へ入学
入学希望の学校を管轄する市町教育委員会へ
- 大学附属、私立小中学校へ入学
希望する学校の入学許可証と印鑑を持って加西市教育委員会へ

■特別な理由

- 身体的理由
心身の障がいなどにより指定校への就学が困難な場合
- 家庭の事情などに関する理由
 - ①保護者の就労、母子・父子家庭などの理由により校区外に児童を預ける場合（小学生のみ）
 - ②住宅新築中などで転居が確実であり、あらかじめ転居予定地の学校へ就学を希望する場合（添付書類要）
 - ③加入する自治会の校区が住所地の校区と異なる場合（添付書類要）
- その他の理由
大学附属・私立小中学校に入学する場合など